

2020年（令和2年）8月24日

藤沢市農業委員会 会長 齋藤 義治 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）11月18日付けで諮問された、「昭和36～60年度藤沢市農業委員会が受理した、嘆願・陳情等文書（取下分含む）」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「昭和36～60年度藤沢市農業委員会が受理した、嘆願・陳情等文書（取下分含む）」の行政文書公開請求に対し、藤沢市農業委員会（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）9月2日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2019年（令和元年）8月23日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「昭和36～60年度藤沢市農業委員会が受理した、嘆願・陳情等文書（取下分含む）」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年9月2日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分1〉

個人の氏名、住所及び電話番号

〈公開を拒否する理由1〉

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例第6条第1号に該当するため。

〈公開することができない部分2〉

個人の印影

〈公開を拒否する理由2〉

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、また、公開された場合、偽造による被害等、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当するため。

- (3) 審査請求人は、同年11月12日付けで、実施機関に対し、保存元文書の全部公開を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月18日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件請求に係る保存元文書の全部公開を求めるというものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

条例第6条第1号おそれの範囲特定明示及び公文書管理条例第5条重要行政文書の該当可否。

無為な墨消しは条例違背し、保存元文書の全部公開を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

実施機関が本件処分を行った理由は、2事実(2)に記載のとおりである。

(2) 審査請求の理由に対する反論

審査請求人は審査請求の理由の中で「公開条例6条(1)おそれの範囲特定明示」を求めると主張するが、個人の印影については、特定の個人が識別され得るだけでなく、公開することにより、印影の偽造による被害等、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第6条第1号に該当し非公開としたものであり、当該理由は行政文書公開一部承諾決定通知書に記載し

審査請求人に通知を行っている。

また、審査請求人は同じく「公文書管理条例第5条、重要行政文書の該当可否」と主張するが、藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年6月24日条例第6号）第5条第1項では「市長は、前条第2項の廃棄に関する基準に基づき廃棄するものとした行政文書のうち、市政の重要事項に関わり、市の活動や歴史を検証する重要な資料であるものを重要行政文書として引き続き保存するものとする。」と規定されている。本件請求の対象となった文書は永年保存文書として保存されている文書であることから、廃棄対象とはなっておらず、したがって重要行政文書にも選定されていない。

よって、審査請求人の主張については、理由がなく、認容できるものではない。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「昭和36～60年度藤沢市農業委員会が受理した、嘆願・陳情等文書（取下分含む）」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、次の理由により本件処分を行った。

個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例第6条第1号に該当するため。

個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであり、また、公開された場合、偽造による被害等、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当するため。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、本件請求に係る保存元文書の全部公開を求めるというものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「条例第6条第1号おそれの範囲特定明示」を求めるが、個人の印影は、それ自体、特定の個人が識別され得る情報であることから、当

審査会において「おそれの範囲」を判断するまでもなく、非公開とした実施機関の決定は結論において妥当である。

イ 審査請求人は、「公文書管理条例第5条、重要行政文書の該当可否」と主張するが、藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年6月24日条例第6号）第5条第1項では「市長は、前条第2項の廃棄に関する基準に基づき廃棄するものとした行政文書のうち、市政の重要事項に関わり、市の活動や歴史を検証する重要な資料であるものを重要行政文書として引き続き保存するものとする。」と定められている。本件請求の対象となった文書は、永年保存とされた文書であり、廃棄の対象にもなっておらず、したがって重要行政文書にも選定されていないことから、本件処分との関連は認められない。

(5) 条例第6条第1号の該当性について

本件請求に係る行政文書に、個人の氏名、住所、電話番号及び印影が含まれていることに照らせば、実施機関による本件処分には、不合理な点は認められず、審査請求人の主張する「無為な墨消し」に当たらない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 8. 23	行政文書公開請求受付
9. 2	行政文書公開一部承諾決定処分
11. 12	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11. 18	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 12	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 17	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
2020. 6. 22	審議
7. 27	審議
8. 24	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者